

大阪経済法科大学院
第6回自治体政策研究会
「総合区の可能性」

大阪市8区案と懸案問題との関係の考察

経過

- ・27年12月市長選挙以降、公明党との関係修復
- ・特別区のみならず総合区も検討を開始
- ・28年7月総合区3案の提示
- ・同年8月から今年2月まで各区で特別区・総合区説明会の開催 および意見募集
- ・今年8月総合区8区案提示
- ・9月末特別区4案提示
- ・11月から年内に総合区8区案を各区で説明会を開催

総合区8区案の内容

参照：別添の新聞折り込み

基本的考え方(一般市並みの権限と事務)

現行の区は、地域自治区として存続し、窓口業務は地域自治区事務所で継続(P2下段)

懸案事項は解決するのか？

※⇒青字は研究者としての私の見解

例えば、ごみ収集民間移管などの問題 △

ごみ収集は、大阪市の広域的な問題で、一体的に解決すべき問題

よりきめ細かいニーズに対応するより、全体で解決する方が規模のメリットがある

⇒大阪市全体を収集できる規模の民間業者が存在するのか？

交通局のように、当面は100%出資の民間方式もあるかも？

焼却工場が周辺に偏在しているので、輸送体制も含め、「民間の知恵」で 中継地の設置など収集と輸送を分離するなど、8区になれば、各種の検討が開始される可能性がある。(分別収集などの啓発業務は総合区へ移管、現在の10環境事業センターの体制も今後議論が必要)

保育所の認可、設置権限 待機児童数の偏在(中心部と周辺部の格差)○

- ・現在は24区で調整し、区を超えても入所可能である
- ・しかし、区役所に相談に行ったり、他区の保育所の評判などの情報が少ないので、どうしても近い、区内で探しているので、偏在している。
- ・総合区になれば、総合区長に保育所の設置・認可権限も移管される
- ・ただし無認可保育所の問題は未着手

→無認可保育所の問題も、市内でも死亡事故もあり、待機児童の受け入れ先としての実態があるので、放置できない。総合区長のマネジメントで見える化の議論が必要。(関東では民間ベースで実施済)

公共施設の偏在と縦割りの排除



1区1館として整備してきたので、不公平感がある。目的以外の相互利用を可能にすれば利便性が上がる

- ・区民センター、スポーツセンター、温水プール、図書館など「1区1館構想」として整備して来たので、今回の案では、場所も箇所数も偏在することとなる。今後は、施設の財産管理権が総合区長に移管されるので、各総合区内の施設調整が総合区長のもと可能となる。
- ・ただし、各施設の利用料金などは、各施設毎に条例で規定しているので、条例改正は必要である。

⇒総合区長が各施設の相互利用（区民センターとスポーツセンターなど）を地域特性で総合的に検討することで、解決する可能性がある。

多くの未利用地の処分・活用問題 ○

未利用地の所管局長に有効活用・移管を要望する権限が付与され、区に移管されれば、総合区長が新たに財産管理者となる。

(管理権限移管には市財政運用委員会の審議・承認が法的必要、また処分権限者は、法的には市長であるが、総合区長がマネジメント可能となる)

例えば保育所の誘致や商業施設の誘致など個別に具体的な売却条件も含め総合区長がマネジメントできる

⇒切り売りの単純売却から、等価交換、まちづくり協定や地区計画決定などの手法も駆使し、総合区長のマネジメントで地域の活性化が可能(5年以上経過後の売却や風俗対策なども可能)

市営住宅などの空き室などの利用 △

- ・市営住宅が周辺部に偏在しており、大阪市民の財産であり、市民なら何処でも応募できるので、市に継続（都市整備局が所管）
- ・空き室利用などは、現在も地域コミュニティのために区役所と協議して利用している

⇒総合区になれば、市営住宅の建て替え問題も含め、前出の未利用地活用とも関連して、総合区長のマネジメントによる土地の有効活用が可能となると考える。

自立支援、就労支援

支援を要する家庭の住宅問題は大きい、



シェアハウスなどは可能か？（民間の空き家対策にも）

- ・自立支援や就労支援業務は、総合区へ移管（P3上段の「福祉」欄）
- ・しかし住宅問題は、前出の市営住宅の空き室利用などは、検討されているが、シェアハウスの建設や民間住宅の借り上げ制度などは、現在 検討されていない。

→高齢者や生活保護家庭のみならず、社会的に孤立しているひとり親家庭への住宅支援特にシェアハウスや支援者の居る居場所が重要と言われているので、今後は、総合区長が地域の特性や地域の資源（公営住宅のみならず民間住宅の含め）の有効活用を含め、総合的に検討し、市長に予算要求権も付与された。

教育問題

学校選択制や学校の統廃合問題 ○

- 法的には、教育問題は、今回の総合区問題の根拠である地方自治法でなく、教育基本法などに根拠を置くので、記載はない。
- しかし、これまで分権型教育行政を推進し、地域の声を教育行政にも反映させるために、区長を区担当教育次長として位置付け兼務させ、区役所の副区長・課長以下も教育委員会事務局の職と兼務してきた。
- 総合区長は、特別職で兼務は不可能であるが、副区長を区担当教育次長として兼務させるなど、分権型教育行政の推進は検討中。

⇒総合区となるので、幅広い範囲で学校の校区や学校の施設利用が検討可能